

# 任意保険及びお支払いについて

損傷行為者と費用負担者が異なる場合、又は任意保険(対物)で支払われる場合は、費用負担者および書類送付先を記入のうえ誓約書と共に返送して下さい。

1. 損傷行為者 \_\_\_\_\_

2. 損傷行為者と費用負担者が異なる場合

費用負担者の連絡先  
(会社名又は親権者)

〒 \_\_\_\_\_

住所 県 市郡 町村  
\_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

代表者又は親権者 行為者との続き柄  
(氏名) \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

3. 任意保険(対物)で支払われる場合

書類送付先  
(保険会社の支店名まで記入)

〒 \_\_\_\_\_

住所 県 市郡 町村  
\_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

このことについての連絡先	〒680-0461 鳥取県八頭郡八頭町郡家376-10 国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 郡家国道維持出張所 電話 (0858-72-1231)
--------------	--